

第二級総合無線通信士「法規」試験問題

25問 2時間30分

A－1 用語の定義に関する次の記述のうち、電波法（第2条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から5までのうちから1つ選べ。

- 1 「電波」とは、300万メガヘルツ以下の周波数の電磁波をいう。
- 2 「無線電信」とは、電波を利用して、符号を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- 3 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の操作の監督を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- 4 「無線電話」とは、電波を利用して、音声その他の音響を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- 5 「無線従事者」とは、無線設備の操作又はその監督を行う者であつて、総務大臣の免許を受けたものをいう。

A－2 次の記述は、無線局の落成後の検査について述べたものである。電波法（第10条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法第8条の予備免許を受けた者は、 A は、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件及び船舶局無線従事者証明の要件に係るものを含む。）及び B 並びに C （以下「無線設備等」という。）について検査を受けなければならない。
- ② ①の検査は、①の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備等について登録検査等事業者（注1）又は登録外国点検事業者（注2）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類を添えて①の届出をした場合においては、 D を省略することができる。

注1 電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。
2 電波法第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者をいう。

A	B	C	D
1 工事が落成したとき	員数	時計及び書類	その一部
2 工事が落成したとき	員数（主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者を含む。）	計器及び予備品	当該検査
3 工事落成の期限の日になったとき	員数（主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者を含む。）	時計及び書類	当該検査
4 工事落成の期限の日になったとき	員数	計器及び予備品	その一部

A－3 次の記述は、海上移動業務の無線電話通信における呼出しの反復及び再開等について述べたものである。無線局運用規則（第18条、第21条、第22条及び第58条の11）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 海上移動業務における呼出しは、 A の間隔をおいて2回反復することができる。呼出しを反復しても応答がないときは、少なくとも B の間隔をおかなければ、呼出しを再開してはならない。
- ② 無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちに C しなければならない。無線設備の機器の試験又は調整のための電波の発射についても同様とする。
- ③ ②の通知をする無線局は、その通知をするに際し、 D を示すものとする。

A	B	C	D
1 2分間	5分間	その空中線電力を低減して呼出しを	分で表す概略の待つべき時間
2 1分間以上	5分間	その呼出しを中止	受けている混信の度合い
3 2分間	3分間	その呼出しを中止	分で表す概略の待つべき時間
4 1分間以上	3分間	その空中線電力を低減して呼出しを	受けている混信の度合い

A－4 A 1 海域、A 2 海域及びその他の海域を航行する船舶の義務船舶局の無線設備に備えなければならない機器（注）に関する次の事項のうち、電波法施行規則（第 2 8 条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当しないものはどれか。下の 1 から 5 までのうちから一つ選べ。

注 当該義務船舶局のある船舶の船体の構造その他の事情により当該機器を備えることが困難であると総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が認めるものは除く。

- 1 双方向無線電話（生存艇に固定して使用するものを除く。）
- 2 搜索救助用レーダートランスポンダ又は搜索救助用位置指示送信装置
- 3 ナブテックス受信機（F 1 B 電波 5 1 8 k H z を受信することができるものに限る。）
- 4 衛星非常用位置指示無線標識
- 5 船上通信設備

A－5 無線局の主任無線従事者に関する次の記述のうち、電波法（第 3 9 条）及び電波法施行規則（第 3 4 条の 7）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許人は、主任無線従事者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 2 無線局の免許人から選任の届出がされた主任無線従事者は、無線設備の操作の監督に関し総務省令で定める職務を誠実に行わなければならない。
- 3 無線局の免許人は、主任無線従事者を選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から 3 箇月以内に無線設備の操作の監督に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。
- 4 主任無線従事者は、電波法第 4 0 条（無線従事者の資格）の定めるところにより、無線設備の操作の監督を行うことができる無線従事者であって、総務省令で定める事由に該当しないものでなければならない。

A－6 第二級総合無線通信士が行うことのできる無線設備の操作（アマチュア無線局の無線設備の操作を除く。）に関する次の記述のうち、電波法施行令（第 3 条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

第二級総合無線通信士が行うことのできる無線設備の操作の範囲は、次のとおりである。

- (1) 次のイからホまでに掲げる通信操作
 - イ 無線設備の国内通信のための通信操作
 - 船舶地球局、 A 、航空地球局、航空機局及び航空機地球局の無線設備の B のための通信操作
 - ハ 移動局（▫に規定するものを除く。）及び航空機のための無線航行局の無線設備の国際通信のための通信操作（電気通信業務の通信のための通信操作を除く。）
 - ニ 漁船に施設する無線設備（船舶地球局の無線設備を除く。）の国際電気通信業務の通信のための通信操作
 - ホ 東は東経 1 7 5 度、西は東経 9 4 度、南は南緯 1 1 度、北は北緯 6 3 度の線によって囲まれた区域内における船舶（漁船を除く。）に施設する無線設備（船舶地球局の無線設備を除く。）の国際電気通信業務の通信のための通信操作
- (2) 次のイからニまでに掲げる無線設備の技術操作
 - イ 船舶に施設する空中線電力 5 0 0 ワット以下の無線設備
 - 航空機に施設する無線設備
 - ハ レーダーでイ及び▫に掲げるもの以外のもの
 - ニ イからハまでに掲げる無線設備以外の無線設備（基幹放送局の無線設備を除く。）で空中線電力 C 以下のもの
- (3) (1) 及び (2) に掲げる操作のほか、電波法施行令第 3 条（操作及び監督の範囲）に定めるもの

A	B	C
1 海岸局、海岸地球局、航空局	国際通信（電気通信業務の通信を除く。）	2 5 0 ワット
2 航空局	国際通信	2 5 0 ワット
3 航空局	国際通信（電気通信業務の通信を除く。）	1 2 5 ワット
4 海岸局、海岸地球局、航空局	国際通信	1 2 5 ワット

A－7 次の記述は、海上移動業務の無線局における免許状記載事項の遵守について述べたものである。電波法（第53条、第54条及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、 A については、この限りでない。
- ② 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の(1)及び(2)に定めるところによらなければならない。ただし、 A については、この限りでない。
 - (1) 免許状に記載された B であること。
 - (2) 通信を行うため C であること。
- ③ ①及び②（(2)を除く。）の規定に違反して無線局を運用した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

A	B	C
1 遭難通信	ものの範囲内	必要最小のもの
2 遭難通信	ところによるもの	十分余裕をもったもの
3 遭難通信及び緊急通信	ものの範囲内	十分余裕をもったもの
4 遭難通信及び緊急通信	ところによるもの	必要最小のもの

A－8 次の記述は、航空機局の通信連絡について述べたものである。電波法（第70条の5）及び無線局運用規則（第146条及び第149条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 航空機局は、その航空機の航行中は、総務省令で定める方法により、総務省令で定める航空局と連絡しなければならない。
- ② ①により航空機局が連絡しなければならない航空局は、責任航空局（当該航空機の A について責任を有する航空局をいう。）又は交通情報航空局とする。ただし、 A を取り扱う航空局で他に適当なものがあるときは、その航空局とする。
- ③ 責任航空局に対する連絡は、 B ときは、他の C を経由して行うことができる。
- ④ 交通情報航空局に対する連絡は、 B ときは、これを要しない。

A	B	C
1 正常運航に関する通信	やむを得ない事情がある	航空局又は航空地球局
2 正常運航に関する通信	急を要する通信でない	航空機局
3 航空交通管制に関する通信	急を要する通信でない	航空局又は航空地球局
4 航空交通管制に関する通信	やむを得ない事情がある	航空機局

A－9 無線電話通信における一般通信方法に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第18条、第19条の2、第23条、第26条及び第31条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、呼出しに対する応答に際して直ちに通報を受信しようとするときは、応答事項の次に「了解」の語を送信するものとする。
- 2 送信中において誤った送信をしたことを知ったときは、「訂正」の語を前置して正しく送信した適當の語字から更に送信しなければならない。
- 3 無線局は、相手局を呼び出そうとする場合において、他の通信に混信を与えるおそれがあるときは、その空中線電力を低減して呼出しを行わなければならない。
- 4 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出名称の代りに「各局」の語を使用して、直ちに応答しなければならない。

A－10 次の記述は、総務大臣の行う電波の利用状況の調査等について述べたものである。電波法（第26条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、 A の作成又は変更その他電波の B に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため、総務省令で定めるところにより、無線局の数、無線局の行う C 、無線局の無線設備の使用の態様その他の電波の利用状況を把握するために必要な事項として総務省令で定める事項の調査（以下「利用状況調査」という。）を行うものとする。
- ② 総務大臣は、利用状況調査の結果に基づき、電波に関する技術の発達及び需要の動向、周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を勘案して、電波の B の程度を評価するものとする。
- ③ 総務大臣は、利用状況調査を行ったとき及び②により評価したときは、総務省令で定めるところにより、その結果の概要を公表するものとする。
- ④ 総務大臣は、②の評価の結果に基づき、 A を作成し、又は変更しようとする場合において、必要があると認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該 A の作成又は変更が免許人等に及ぼす技術的及び経済的な影響を調査することができる。

A	B	C
1 周波数割当計画	公平かつ能率的な利用	無線通信の利用頻度
2 周波数割当計画	有効利用	無線通信の通信量
3 無線設備の技術基準	公平かつ能率的な利用	無線通信の通信量
4 無線設備の技術基準	有効利用	無線通信の利用頻度

A－11 航空局等（注）における遭難通信及び緊急通信の取扱いに関する次の記述のうち、電波法（第66条、第67条及び第70条の6）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局をいう。

- 1 航空局等は、緊急信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、その通信が自局に関係のないことを確認するまでの間（総務省令で定める場合には、少なくとも3分間）継続してその緊急通信を受信しなければならない。
- 2 航空局等は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置を執らなければならない。
- 3 航空局等は、遭難通信に次ぐ優先順位をもって、緊急通信を取り扱わなければならない。
- 4 航空局等は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、すべての電波の発射を直ちに中止しなければならない。

A－12 海岸局等（注）における安全通信の取扱いに関する次の記述のうち、電波法（第68条）及び無線局運用規則（第99条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局をいう。

- 1 海岸局等は、速やかに、かつ、確実に安全通信を取り扱わなければならない。
- 2 海岸局等は、安全信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第3号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、その通信が自局に関係のないことを確認するまでその安全通信を受信しなければならない。
- 3 海岸局等において安全信号又は電波法施行規則第36条の2（遭難通信等）第3項に規定する方法により行われた通信を受信したときは、遭難通信及び緊急通信を行う場合を除くほか、これに混信を与える一切の通信を中止して直ちにその安全通信を受信し、必要に応じてその要旨をその海岸局、海岸地球局又は船舶の責任者に通知しなければならない。
- 4 海岸局等は、安全信号又は安全通信を受信したときは、安全通信を妨害するおそれのある電波の発射を中止して、直ちにこれに応答し、必要に応じてその要旨をその海岸局等の責任者に通知しなければならない。

A－13 次の記述は、遭難警報を受信した船舶局の執るべき措置について述べたものである。無線局運用規則（第81条の5）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して送信された遭難警報を受信したときは、直ちにこれをその A に通知しなければならない。
- ② 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して短波帯以外の周波数の電波により送信された遭難警報を受信した場合において、当該遭難警報に使用された周波数の電波によっては海岸局と通信を行うことができない海域にあり、かつ、当該遭難警報が付近にある船舶からのものであることが明らかであるときは、遅滞なく、B を適当な海岸局に通報しなければならない。
- ③ 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して短波帯の周波数の電波により送信された遭難警報を受信したときは、これに応答してはならない。この場合において、当該船舶局は、C で聴守を行わなければならない。

A	B	C
1 船舶の責任者	当該遭難警報	当該遭難警報を受信した周波数と関連する無線局運用規則第70条の2（使用電波）第1項第3号に規定する周波数
2 船舶の責任者	これに応答し、かつ、当該遭難警報	当該遭難警報を受信した周波数
3 船舶の責任者及び海上保安庁その他の救助機関	これに応答し、かつ、当該遭難警報	当該遭難警報を受信した周波数と関連する無線局運用規則第70条の2（使用電波）第1項第3号に規定する周波数
4 船舶の責任者及び海上保安庁その他の救助機関	当該遭難警報	当該遭難警報を受信した周波数

A－14 総務大臣の行う無線局（登録局を除く。）の周波数等の変更の命令に関する次の記述のうち、電波法（第71条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、電波の規整その他公益上必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の周波数若しくは空中線電力の指定を変更し、又は人工衛星局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。
- 2 総務大臣は、電波の規整その他公益上必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の電波の型式、周波数若しくは空中線電力の指定を変更し、又は無線局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。
- 3 総務大臣は、混信の除去その他特に必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の電波の型式、周波数、空中線電力若しくは実効^{ふく}輻射電力の指定を変更し、又は人工衛星局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。
- 4 総務大臣は、混信の除去その他特に必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の識別信号、電波の型式、周波数若しくは空中線電力の指定を変更し、又は通信の相手方、通信事項若しくは無線局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。

A－15 無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときに、総務大臣から受けることがある処分に関する次の事項のうち、電波法（第79条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣から期間を定めて、無線従事者が無線設備を操作する範囲を制限する処分を受けることがある。
- 2 総務大臣から期間を定めて、その無線従事者が従事する無線局の運用を制限する処分を受けることがある。
- 3 総務大臣から3箇月以内の期間を定めて、無線従事者がその業務に従事することを停止する処分を受けることがある。
- 4 総務大臣から3箇月以内の期間を定めて、その無線従事者が従事する無線局の運用を停止する処分を受けることがある。

A－16 次の記述は、船舶局の免許状及び無線従事者の免許証等について述べたものである。電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶局に備え付けておかなければならない免許状は、 A の B に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。
- ② 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証（電波法第39条（無線設備の操作）又は第50条（遭難通信責任者の配置等）の規定により船舶局無線従事者証明を要することとされた者については、免許証及び船舶局無線従事者証明書）を C していなければならない。

A	B	C
1 主たる通信操作を行う場所	できる限り上部	携帯
2 主たる通信操作を行う場所	見やすい箇所	総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）の要求に応じて容易に提示することができる無線局内の適切な箇所に保管
3 主たる送信装置のある場所	できる限り上部	総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）の要求に応じて容易に提示することができる無線局内の適切な箇所に保管
4 主たる送信装置のある場所	見やすい箇所	携帯

A－17 次の記述は、無線局に備え付けなければならない時計及び業務書類等を備え付ける場所及びその共用について述べたものである。電波法施行規則（第38条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。
なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 電波法第60条（時計、業務書類等の備付け）の規定により無線局に備え付けなければならない A 又は電波法施行規則第38条（備付けを要する業務書類）に規定する書類であって、当該無線局に備え付けておくことが困難であるか又は不合理であるものについては、総務大臣が別に指定する場所（登録局にあっては、 B ）に備え付けておくことができる。
- ② ①の場合において、総務大臣が無線局ごとに備え付ける必要がないと認めるものについては、 C 一の無線局に備え付けたものを共用することができる。
- ③ ②の規定は、2以上の無線局が無線設備を共用している場合の当該無線局に備え付けなければならない時計、 A 又は電波法施行規則第38条に規定する書類（「時計等」という。以下④において同じ。）について準用する。
- ④ 同一の船舶又は航空機を設置場所とする2以上の無線局において当該無線局に備え付けなければならない時計等であって総務大臣が無線局ごとに備え付ける必要がないと認めるものについては、いずれかの無線局に備え付けたものを共用することができる。
- ⑤ ①から④までの無線局その他必要な事項は、総務大臣が別に告示する。

A	B	C
1 無線業務日誌	登録人の住所	同一の免許人又は登録人に属する
2 無線業務日誌	送信設備の設置場所	総務大臣があらかじめ指定した
3 無線局管理規程	登録人の住所	総務大臣があらかじめ指定した
4 無線局管理規程	送信設備の設置場所	同一の免許人又は登録人に属する

A－18 SOLAS条約（改正を含む。）(注) 附属書第4章（無線通信）の規定が適用になる船舶に備える無線設備の満たすべき要件に関する次の事項のうち、同条約附属書第4章第6規則（無線設備）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。次の1から5までのうちから一つ選べ。
注 海上人命安全条約

- 1 その適正な使用に対し機械的、電気的その他の原因による妨害を受けない位置並びに他の設備及び装置と電磁的に両立し及び有害な相互作用が生じないことを確保するような位置に設けること。
- 2 できる限り高度の安全性及び運用の利用可能性を確保するような位置に設けること。
- 3 水又は極端な高温若しくは低温及び他の害を与える環境上の条件による影響から保護すること。
- 4 無線設備を操作するための装置を十分に照明するような照明であって、主電源及び非常電源から独立した、確実に機能し、かつ、必要に応じて取り外しができるものを備えること。
- 5 無線設備の使用に適用する呼出符号、船舶局識別その他の符号を明確に表示すること。

A－19 次の記述は、有害な混信について述べたものである。国際電気通信連合憲章（第45条及び附属書）の規定に照らし、
 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。
 なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① すべての局は、その目的のいかんを問わず、他の構成国、認められた事業体その他正当に許可を得て、かつ、無線通信規則に従って無線通信業務を行う事業体の A に有害な混信を生じさせないように設置し及び運用しなければならない。
- ② 各構成国は、認められた事業体その他正当に許可を得て無線通信業務を行う事業体に①を遵守させることを約束する。
- ③ 構成国は、また、すべての種類の電気機器及び電気設備の運用が①の A に有害な混信を生じさせることを防ぐため、実行可能な措置を執ることの必要性を認める。
- ④ 「有害な混信」とは、無線航行業務その他の B の運用を妨害し、又は無線通信規則に従って行う無線通信業務の運用に重大な悪影響を与え、若しくは C をいう。

A	B	C
1 国際電気通信業務	安全業務	これに対する許容し得る混信のレベルを超える混信
2 国際電気通信業務	無線通信業務	これを反覆的に中断し若しくは妨害する混信
3 無線通信又は無線業務	無線通信業務	これに対する許容し得る混信のレベルを超える混信
4 無線通信又は無線業務	安全業務	これを反覆的に中断し若しくは妨害する混信

A－20 次の記述は、航空移動業務等の局の執務時間について述べたものである。無線通信規則（第40条）の規定に照らし、
 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 航空移動業務及び航空移動衛星業務の各局は、 A に正しく調整した正確な時計を備え付けなければならない。
- ② 航空局又は航空地球局の執務は、その局が飛行中の航空機との無線通信業務に対して責任を負う全時間中無休としなければならない。
- ③ 飛行中の航空機局及び航空機地球局は、航空機の B に不可欠な通信上の必要性を満たすために業務を維持し、また、権限のある機関が要求する聴守を維持しなければならない。さらに、航空機局及び航空機地球局は、安全上の理由がある場合を除くほか、関係の C に通知することなく聴守を中止してはならない。

A	B	C
1 所属する国又は地域の標準時	安全及び正常な飛行	運航管理機関
2 所属する国又は地域の標準時	効率的な飛行	航空局又は航空地球局
3 協定世界時（UTC）	効率的な飛行	運航管理機関
4 協定世界時（UTC）	安全及び正常な飛行	航空局又は航空地球局

B－1 海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）における海岸局、船舶局等の聴守に関する次の記述のうち、無線通信規則（第31条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア GMDSSにおいて聴守の責任を有する海岸局は、海岸局及び特別業務の局の局名録（第IV表）において公表された情報に示す周波数で、及びこれに示す時間中自動のデジタル選択呼出しの聴守を維持しなければならない。
- イ GMDSSにおいて聴守の責任を有する海岸地球局は、宇宙局が中継する遭難警報のために無休の自動の聴守を維持しなければならない。
- ウ 船舶局は、海上にある間、その設備を有する場合には、その船舶局が運用している周波数帯の適切な遭難及び安全のための呼出周波数で自動のデジタル選択呼出しの聴守を維持しなければならない。また、船舶局は、その設備を有する場合には、船舶向けの気象警報、航行警報その他の緊急な情報の送信を自動受信するため適切な周波数で聴守を維持しなければならない。
- エ 無線通信規則第7章（遭難通信及び安全通信）の規定に適合する船舶局は、海上にある間常時、156.8MHz（VHFチャンネル16）で聴守を維持しなければならない。
- オ 無線通信規則第7章の規定に適合する船舶地球局は、海上にある間、通信チャンネルで通信している場合を除いて、聴守を維持しなければならない。

B－2 次の記述は、船舶局の開設の手続について述べたものである。電波法（第6条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

船舶局の免許を受けようとする者は ア に、次の(1)から(9)までに掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

- (1) 目的
- (2) 開設を必要とする理由
- (3) 通信の相手方及び通信事項
- (4) 無線設備の設置場所
- (5) イ 及び空中線電力
- (6) 希望する運用 ウ
- (7) 無線設備(注)の工事設計及び工事 エ

注 電波法第30条（安全施設）及び第32条（計器及び予備品の備えつけ）の規定により備え付けなければならない設備を含む。

- (8) 運用開始の予定期日
- (9) その船舶に関する次のイからリまでに掲げる事項

イ 所有者 ロ 用途 ハ 総トン数 ニ 航行区域 ホ オ ヘ 信号符字
ト 旅客船であるときは、旅客定員 チ 国際航海に従事する船舶であるときは、その旨
リ その他電波法第6条第3項に定める事項

- | | | | |
|--------|-----------|----------------------|-------------|
| 1 申請書 | 2 届書 | 3 電波の型式並びに希望する周波数の範囲 | 4 電波の型式、周波数 |
| 5 許容時間 | 6 義務時間 | 7 着手の予定期日 | 8 落成の予定期日 |
| 9 船籍港 | 10 主たる停泊港 | | |

B－3 次の記述は、搜索救助用レーダートランスポンダの一般的条件について述べたものである。無線設備規則（第45条の3の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

搜索救助用レーダートランスポンダは、次の(1)から(10)までに掲げる条件に適合するものでなければならない。

- (1) ア であること。
- (2) 水密であること。
- (3) 海面にある場合に容易に発見されるように、^{きょう}筐体に イ の彩色が施され、かつ、海水、油及び太陽光線の影響をできるだけ受けない措置が施されていること。
- (4) 取扱いについて特別の知識又は技能を有しない者にも容易に操作できるものであること。
- (5) ウ により、動作を開始し、及び停止することができること。
- (6) 不注意による動作を防ぐ措置が施されていること。
- (7) 電波が発射されていること及び エ 状態を表示する機能を有すること。
- (8) 正常に動作することを容易に、かつ、定期的に試験できる機能を有するものであること。
- (9) 通常起こり得る オ の変化、振動又は衝撃があった場合において、支障なく動作するものであること。
- (10) (1)から(9)までに掲げる条件のほか、無線設備規則第45条の3の3（搜索救助用レーダートランスポンダ）第1項第1号に掲げるものに適合すること。

- | | | | |
|------------|-------|--------------|-------------|
| 1 小型かつ軽量 | 2 堅牢 | 3 赤色 | 4 黄色又はだいたい色 |
| 5 遠隔操作 | 6 手動 | 7 正常に動作していない | 8 待受 |
| 9 温度若しくは湿度 | 10 気圧 | | |

B－4 入港中の船舶の船舶局の運用ができる場合に関する次の事項のうち、電波法施行規則（第37条）及び無線局運用規則（第40条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 無線機器の試験又は調整をするための通信を行う場合
- イ 総務大臣若しくは総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が行う無線局の検査に際してその運用を必要とする場合
- ウ 26.175MHzを超え470MHz以下の周波数の電波により港務用の無線局との間で港内における船舶の交通に関する通信を行う場合
- エ 船位通報（遭難船舶、遭難航空機又は遭難者の救助又は捜索に資するために国又は外国の行政機関が収集する船舶の位置に関する通報であって、当該行政機関と当該船舶との間に発受するものをいう。）に関する通信を中短波帯又は短波帯の周波数の電波により海岸局との間で行う場合
- オ 無線通信によらなければ他に陸上との連絡手段がない場合であって、急を要する通報を海岸局に送信する場合

B－5 次の記述は、安全通信について述べたものである。無線局運用規則（第94条の2、第96条及び第97条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。
- ① を施設している海岸局又は船舶局が安全通報を送信しようとするときは、当該装置を使用して安全通報の告知を行うものとする。
 - ② 安全呼出しは、無線電話により、呼出事項の前に「セキュリテ」又は「」を3回送信して行うものとする。
 - ③ 通信可能の範囲内にあるすべての無線局に対し、無線電話により同時に安全通報（ による安全通報の告知に引き続いて送信するものを除く。）を送信しようとするときは、無線局運用規則第59条（各局あて同報）第1項の事項の前に「セキュリテ」又は「」を3回送信して行うものとする。
 - ④ ③の安全通報は、 送信するものとする。ただし、安全通報であって一定の時刻に送信することとなっているものについては、この限りでない。
 - ⑤ ③の通報には、通報の を附さなければならない。
 - ⑥ 海岸局は、船舶局が送信する安全通報を受信した場合であって、必要があると認めるときは、 に対してその安全通報を送信しなければならない。

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 狭帯域直接印刷電信装置 | 2 デジタル選択呼出装置 |
| 3 警報 | 4 安全 |
| 5 その通報を入手した直後から | 6 その海岸局又は船舶の責任者の命令により |
| 7 出所及び日時 | 8 重要度及び優先順位 |
| 9 通信可能の範囲内にあるすべての船舶局 | 10 当該安全通信に係る船舶の船舶局 |